

令和 8 年度 第 3 回柿崎区地域協議会 次第

日 時：令和 8 年 7 月 21 日（火） 午後 6 時 30 分
場 所：柿崎コミュニティプラザ 305～307 会議室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 会議録署名委員の指名

4 報告事項

(1) 上越地区における産業廃棄物最終処分場の整備について 資料 1

(2) 上越市公共施設等総合管理計画に基づく取組案について 資料 2

5 自主的な審議

(1) 柿崎区地域協議会 各委員会の取組状況について 資料 3 資料 4

6 その他

(1) 会議の開催日程について

① 第 4 回柿崎区地域協議会

日 時：令和 8 年 8 月 18 日（火） 午後 6 時 30 分
場 所：柿崎コミュニティプラザ 305～307 会議室

7 閉 会

上越地区における産業廃棄物最終処分場の整備について

令和 8 年 7 月 21 日
柿崎区地域協議会

公益財団法人 新潟県環境保全事業団

- 1 令和 8 年度作業の進捗状況について
- 2 環境アセスメントについて
- 3 質疑応答

配布資料

- ・【資料 1】上越地区産業廃棄物最終処分場予定スケジュール
- ・【資料 2】環境アセスメント手続きの概要

上越地区産業廃棄物最終処分場 予定スケジュール

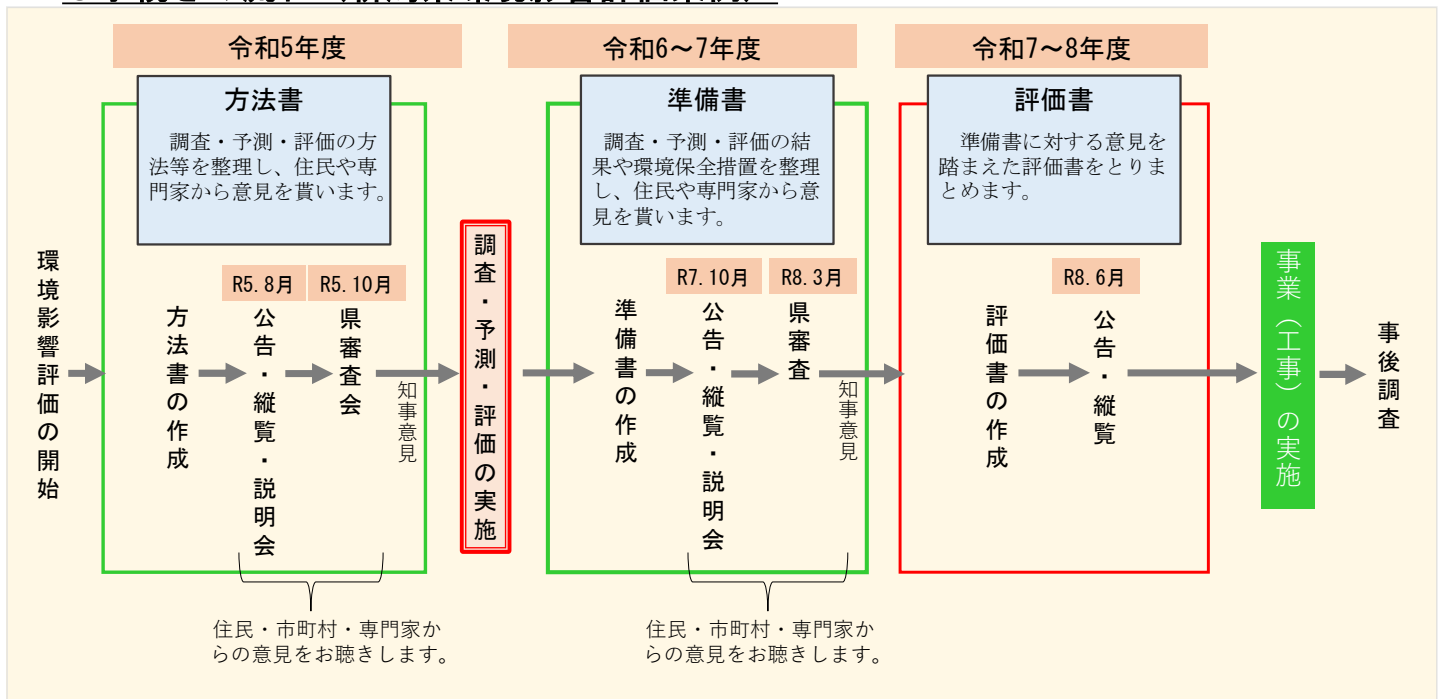
内容 \ 年度	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)	令和13 (2031)	令和14 (2032)	令和15 (2033)
調査・設計												
現況調査 (地形、地質、環境など)												
基本構想												
地質ボーリング調査												
基本計画・基本設計												
環境アセスメント												
実施設計												
用地取得等												
工事												
法令手続きなど												
道路工事												
処分場工事 〔埋立地、浸出水処理施設、 管理施設など〕												
開業準備												

環境アセスメントについて

○環境アセスメントとは

開発行為の事業者が、事業による環境影響について調査、予測及び評価を行い、その結果を公表する制度です。調査、予測及び評価、また、環境保全措置を検討する過程では、住民や市町村、専門家の御意見を聴くことが義務付けられており、立地地域からの意見も踏まえた適正な環境対策が講じられるような仕組みになっています。

○手続きの流れ（新潟県環境影響評価条例）



1

環境アセスメント結果の概要

令和5～6年度に行った整備予定地（柿崎区竹鼻地区・下中山地区）の環境調査結果に基づき、環境への事業影響の予測・評価を「環境影響評価準備書」にまとめ、事業団ホームページで公開しました。

ホームページアドレス：<https://www.eco-niigata.or.jp/jyouetsutiku/>



環境保全事業団

○環境影響評価を行った項目

●「大気」

工事や廃棄物搬入・埋立を行う車両、重機から排出される排気ガスや粉じんなどによる大気への影響



●「騒音、振動」

工事や廃棄物搬入・埋立を行う車両や重機、処分場施設から発生する騒音や振動による影響



●「悪臭」

処分場（埋立地）から発生する臭気による影響



●「水質」

工事中の排水や処分場からの放流水による万蔵川の水の汚れや濁り等の影響



●「動植物（生態系）」

工事による重要な動植物及びその生育・生息地への影響



●「その他」

地下水位、景観、温室効果ガス等の影響



○環境への影響の回避・低減

事業団では、本事業の環境への影響は実行可能な範囲内で回避・低減を図り、環境保全に関する基準・目標との整合性が図られているものと評価しています。

○評価書の作成

令和7年度末に発出された知事意見や住民・市町村・専門家等からお聞きした意見を踏まえ、県条例に基づき、必要な補正を行い「評価書」をまとめ、公表します。

2

項目	知事意見	対応
総括	・環境保全に関する最善の対策を講じること ・新たな環境影響が確認された場合は適切に対応すること ・住民に分かりやすい説明と情報公開に努めること ・工事中、供用後も継続して情報提供すること	✓ 環境保全措置の適切な実施 ✓ 工事中や供用開始後も事後調査、モニタリングにより継続的に確認 ✓ 環境影響が確認された場合の適切な対策の実施 ✓ インターネットによる評価書等の公開 ✓ 説明会の開催や広報等による継続的な情報提供

【ポイント】

「工事中から供用後まで継続的に環境監視と情報公開を実施」

3

項目	知事意見	対応
大気環境 （騒音・振動・粉じん・悪臭）	・住宅地への影響を十分に低減すること	✓ 工事中の散水による粉じん抑制 ✓ 工事車両の平準化 ✓ 工事重機等の同時稼働台数抑制 ✓ 騒音等の事後調査を実施
水環境	・河川への影響を防止すること ・豪雨時にも安全性を確保すること	✓ 浸出水処理施設による適切な処理 ✓ 防災調整池の設置 ✓ 工事期間中の仮設沈砂池による濁水対策 ✓ 豪雨時の対応体制整備

【ポイント】

「河川・地下水の保全を重視し、多重的な安全対策を実施」

4

新潟県知事意見への対応の概要（動植物・生態系への対応）

項目	知事意見	対応
希少猛禽類 （サシバ 等）	- 継続的なモニタリングを行うこと - 繁殖への影響を回避すること	✓ 繁殖期を中心とした継続調査 ✓ 工事中モニタリング ✓ 異常行動確認時は工事を調整 ✓ コンディショニングの実施
希少植物・ 両生類	- 適切な保全計画を策定すること - 移植後も状況確認を行うこと	✓ 移植・仮置きによる保全（有識者の助言を反映） ✓ 移植後の継続モニタリング ✓ 新たな重要種確認時は追加対策を実施

【ポイント】

「専門家の助言を受けながら希少種を保全」

5

新潟県知事意見への対応の概要（その他の環境保全対策）

項目	知事意見	対応
景観への配慮	周辺景観への影響を低減すること	✓ 周辺景観と調和した施設計画 ✓ 植栽や色彩への配慮 ✓ 法面の自然緑化
処分場の安全対策	- 十分な安全性を確保すること - 地下水への影響防止を図ること	✓ 多重遮水構造の採用 ✓ 遮水シート損傷監視機能の導入 ✓ 地下水モニタリングの実施
残土の管理	河川や動植物への影響を防止すること	✓ 仮置場の分散配置 ✓ 希少種生育地を回避 ✓ 土砂流出防止対策を実施

まとめ

知事意見を踏まえ、環境保全措置・事後調査・情報公開を継続しながら事業を進めます。

6

○ 評価書の公告、縦覧について

（１）公告（６月３０日（火））

- ・ 評価書の縦覧等について、市庁舎の掲示場所、新聞（新潟日報、上越タイムス、柏崎日報）に、公告文を掲載。

（２）縦覧（６月３０日（火）～ ７月３０日（木））

- ・ 上越市役所、上越市柿崎区総合事務所、柏崎市役所、米山コミュニティセンターに、評価書を１か月間配置。
- ・ 事業団ホームページに掲載（<https://www.eco-niigata.or.jp/>）。

○ 公告後の手続きについて

- ・ 評価書の公告後、環境影響評価条例による着工制限が解除されます。
- ・ 地元町内会との環境保全協定の締結や、環境影響評価手続きを含む工事着手前に行う関係法令手続き等が終了した後、工事業者を入札等で決定のうえで工事用道路の工事から順次着手していく予定としています。
- ・ 事業の進捗に合わせ、地元町内会等への説明、情報提供をさせていただき、理解を得ながら事業を進めてまいります。

[HOME](#)[事業団の概
要](#)[エコパークいずも
ざき](#)[上越地区産業廃棄物最終処分場整備
事業](#)[リサイク
ル](#)[新潟県地球温暖化防止活動推進セン
ター](#)[お問い合わせ](#)[HOME](#) > [お知らせ一覧](#) > [お知らせ](#) > 上越地区産業廃棄物最終処分場整備事業に係る環境影響評価書について

🕒 2026年6月30日 📄 お知らせ

上越地区産業廃棄物最終処分場整備事業に係る環境影響評価書について

新潟県環境影響評価条例(平成11年10月22日新潟県条例第38号)第21条第2項の規定に基づき「上越地区産業廃棄物最終処分場整備事業に係る環境影響評価書」を作成したので、同条例第23条の規定により公告・縦覧します。

対象事業の名称、種類及び規模

事業の名称 上越地区産業廃棄物最終処分場整備事業
事業の種類 廃棄物処理施設の設置(産業廃棄物及び一般廃棄物の最終処分場)
(竹鼻地区埋立地)
埋立面積 約5万4千平方メートル
埋立容量 約120万立方メートル
(下中山地区埋立地)
埋立面積 約6万4千平方メートル
埋立容量 約150万立方メートル
(搬入道路)
道路延長 約1,510メートル

対象事業が実施されるべき区域

新潟県上越市柿崎区竹鼻、下中山
新潟県柏崎市大清水(搬入道路の一部)

関係地域の範囲

新潟県上越市柿崎区
新潟県柏崎市米山町、大清水及び高畔

評価書等の縦覧の場所、期間及び時間

縦覧場所

- ・上越市環境部環境政策課(上越市木田1丁目1番3号)
- ・上越市柿崎区総合事務所(上越市柿崎区柿崎6405番地)
- ・柏崎市役所市政情報コーナー(柏崎市日石町2番1号)
- ・柏崎市米山コミュニティセンター(柏崎市米山町1338番地2)
- ・公益財団法人新潟県環境保全事業団上越建設事務所(上越市柿崎区柿崎6405番地)

縦覧期間 令和8年6月30日(火)から令和8年7月30日(木)まで(ただし、土・日曜日、祝日を除く)

縦覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで

添付ファイル

本環境影響評価書には、希少な動植物の生息又は生育に関する情報が含まれることから、新潟県環境影響評価技術指針第8第5項の規定に基づき、希少な動植物の保護のための配慮として一部を非公開としています。

評価書

評価書一括ダウンロード版はこちら

[評価書 一括ダウンロード \(PDFファイル 80814 kB\)](#)

評価書分割版はこちら

[表紙 \(PDFファイル 34kB\)](#)

[目次 \(PDFファイル 861kB\)](#)

[第1章 事業者の名称、氏名、所在地 \(PDFファイル 59kB\)](#)

[第2章 対事業の目的及び内容 \(PDFファイル 9190kB\)](#)

[第3章 地域の概況 \(PDFファイル 32964kB\)](#)

[第4章 方法書についての意見と事業者の見解 \(PDFファイル 763kB\)](#)

[第5章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法 \(PDFファイル 4375kB\)](#)

第6章 調査、予測及び評価の結果

・[第1節 大気環境 \(PDFファイル 11843kB\)](#)

・[第2節 水環境 \(PDFファイル 2919kB\)](#)

・[第3節 動物 \(PDFファイル 6434kB\)](#)

・[第4節 植物 \(PDFファイル 2272kB\)](#)

・[第5節 生態系 \(PDFファイル 695kB\)](#)

・[第6節 景観 \(PDFファイル 3681kB\)](#)

・[第7節 人と自然との触れ合いの活動の場 \(PDFファイル 1107kB\)](#)

・[第8節 廃棄物等 \(PDFファイル 168kB\)](#)

・[第9節 温室効果ガス等 \(PDFファイル 169kB\)](#)

[第7章 環境の保全のための措置 \(PDFファイル 360kB\)](#)

[第8章 事後調査 \(PDFファイル 152kB\)](#)

[第9章 総合評価 \(PDFファイル 423kB\)](#)

[第10章 準備書についての意見と事業者の見解 \(PDFファイル 1825kB\)](#)

[第11章 環境影響評価の受託者の名称及び所在地 \(PDFファイル 65kB\)](#)

[第12章 評価書作成に当たっての準備書記載事項との相違の概要 \(PDFファイル 251kB\)](#)

資料編

[資料編 \(PDFファイル 12592kB\)](#)

評価書要約書

要約書一括ダウンロード版はこちら

[評価書要約書 一括ダウンロード \(PDFファイル 9421kB\)](#)

要約書分割版はこちら

[表紙 \(PDFファイル 42kB\)](#)

[目次 \(PDFファイル 74kB\)](#)

[第1章 事業計画の概要 \(PDFファイル 4774kB\)](#)

[第2章 地域の概況 \(PDFファイル 4848kB\)](#)

[第3章 方法書についての意見と事業者の見解 \(PDFファイル 763kB\)](#)

[第4章 対象事業に係る環境影響評価の項目 \(PDFファイル 204kB\)](#)

[第5章 調査、予測及び評価 \(PDFファイル 437kB\)](#)

[第6章 環境の保全のための措置 \(PDFファイル 193kB\)](#)

[第7章 事後調査 \(PDFファイル 151kB\)](#)

[第8章 総合評価 \(PDFファイル 94kB\)](#)

[第9章 準備書についての意見と事業者の見解 \(PDFファイル 1825kB\)](#)

[第10章 環境影響評価の受託者の名称及び所在地\(PDFファイル 65kB\)](#)

[第11章 評価書作成に当たっての準備書記載事項との相違の概要\(PDFファイル 165kB\)](#)

pickup

＜ 古い投稿

上越地区における産業廃棄物最終処分場の基本構想について

新しい投稿 ＞

上越地区産業廃棄物最終処分場整備事業に係る環境影響評価準備書...

公益財団法人 新潟県環境保全事業団
〒950-2144 新潟市西区曽和1182番地
TEL:[025-239-5750](tel:025-239-5750) FAX:025-239-5755

[サイトのご利用に当たって・プライバシーポリシー](#)

Copyright © 2001-2023 公益財団法人 新潟県環境保全事業団

上越市公共施設等総合管理計画に基づく取組案について

見直し内容については、関係者との協議や地域協議会への説明等を踏まえ、一部変更となる場合があります。また、見直し内容は、12 月市議会での議決をもって確定となりますので、改めて市議会の議決後に確定した見直し内容をお知らせします。

I 公の施設の適正管理の見直しの概要（案）

1 見直しの概要

- ・ 利用実態や働き方改革に合わせ、開館時間や休館日、管理手法を見直す。
- ・ 開館時間は、屋内施設は 9 時～21 時、屋外施設は日の出から日没までを基本
- ・ 休館日は、最低でも週 1 日を基本
- ・ 夜間などの稼働率が低い時間帯や冬期間等の閑散期は、休館を検討
- ・ 施設職員等の常駐の必要性を検証し、予約制や鍵管理の導入により非常駐化を検討

2 見直しの内容

区分	全体施設数	柿崎区
開館時間の短縮、適正な開館時間の設定	172	10
休館日の増加、適正な休館日の設定	186	10
予約制の導入（利用予約のないときは閉館）	63	3
適正な管理形態（職員常駐から鍵管理等）	90	11
上記のいずれかの取組を実施	220/223	15/15

○カテゴリー別の見直し例

区分	現行	見直し案
一般体育館	9 時～21 時 月 1 日及び年末年始休館	10 時～22 時（猛暑対策） 17 時～22 時予約制 週 1 日及び年末年始休館
公民館	8 時 30 分～22 時 年末年始休館 合併前上越市：平日 16 時以降・土 日祝日鍵管理	9 時～21 時 週 1 日又は月 2 日、年末年始休館 合併前上越市：平日 16 時以降・土 日祝日鍵管理 13 区：16 時以降鍵管理

○施設見直し例①…上越文化会館（基幹的総合施設） ※指定管理更新前までは従前の運用

区分	現行	見直し案
開館時間	9 時～22 時	9 時～21 時
休館日	第 1・3 月曜日、年末年始	月曜日、年末年始

○施設見直し例②…直江津学びの交流館（学習施設）

区分	現行	見直し案
開館時間	8 時 30 分～22 時	9 時～21 時
休館日	第 3 木曜日、年末年始	水曜日、第 3 木曜日、年末年始

○施設見直し例③…ゑしんの里記念館（観光施設）

区分	現行	見直し案
開館時間	9 時～17 時	10 時～16 時
休館日	火曜日、年末年始	火曜日（12 月～2 月は週 2 日）、 年末年始

Ⅱ 公の施設の使用料等の見直しの概要（案）

1 見直しの概要

- ・ 激変緩和措置として、原則現行使用料等の 1.5 倍を上限。特に貸館施設やスポーツ施設等の基礎的サービス施設は 1.1 倍（1,000 円以上）～1.2 倍（1,000 円未満）
- ・ 市内の同種同様の機能を有する施設で、価格差が大きい場合は平準化する。
- ・ 使用料等を原則 100 円単位で設定。200 円以下については、100 円及び 150 円単位で設定。（使用料支払いや釣銭用意の負担軽減）

2 見直しの内容

改定内容と主な施設		全体 施設数	柿崎区
A	基礎的サービス施設（現行使用料等の 1.1～1.2 倍）	48	3
	市民プラザ、上越文化会館、雁木通りプラザ、福祉交流プラザ、各地区公民館、高田図書館、直江津学びの交流館 等		
B	政策目的施設（現行使用料等の 1.5 倍）	4	0
	正善寺工房、くびき食彩工房、坂口記念館、小川未明文学館		
C	理論値＜現行使用料であるが改定 （100 円単位に四捨五入、現行使用料等の 1.1～1.2 倍）	43	4
	ゑしんの里記念館、高田城三重櫓、直江津屋台会館、各地区集会施設、各ゲートボールハウス 等		
D	政策目的施設（1.5 倍）だが 1.1～1.2 倍	5	0
	上越人材ハイスクール、五智歴史の里会館、埋蔵文化財センター、上越清里星のふるさと館、高田城址公園オーレンプラザ		
E	同種・類似施設の調整による改定（スポーツ施設）	53	6
	リージョンプラザ上越、ユートピアくびき、高田城址公園野球場、総合体育館、上越総合運動公園、オールシーズンプール 等 【例】小体育館：一律 1,200 円、大体育館：一律 1,600 円		
F	理論値＞現行額だが 50 円・100 円単位調整のみ	2	0
	日本スキー発祥記念館、小林古径記念美術館		
G	見直しなし（施設の状況考慮等による）	7	0
	やぶの川辺公園、シェアハウス大町、各有料駐車場		
合計		162	13
H	100 円単位の設定（100 円以上の使用料）：146 区分→940 区分 （100 円単位でない 97 区分のうち 150 円のものが 90 区分）		

3 改定幅が大きい施設等の改定例

「B 政策目的施設（1.5 倍）」の改定例

施設名	区分	改定前	改定後	増減額・率
坂口記念館	入館料（個人）	310 円	500 円	+190 円 (1.61 倍)
小川未明文学館	市民ギャラリー（1 時間）	930 円	1,400 円	+470 円 (1.51 倍)

正善寺工房	1 室（1 時間）	1, 200 円	1, 800 円	+600 円 (1. 5 倍)
-------	-----------	----------	----------	--------------------

「E 同種・類似施設の調整による改定（スポーツ施設）」の改定例

施設名	区分	改定前	改定後	増減額・率
リージョンプラザ 上越	市民プール個人 (小・中学生)	180 円	300 円	+120 円 (1. 67 倍)
教育プラザ(体育 館)	大体育館 (1 時間)	720 円	1, 200 円 (+照明 400 円)	+480 円 (1. 67 倍)
	小体育館 (1 時間)	510 円	900 円 (+照明 300 円)	+390 円 (1. 76 倍)
上越勤労身体障害 者体育館	体育館占用利用 (1 時間)	510 円	900 円 (+照明 300 円)	+390 円 (1. 76 倍)
	体育館共用利用 (1 人 2 時間)	210 円	400 円	+190 円 (1. 9 倍)
板倉北部スポーツ センター	アリーナ (1 時間)	480 円	900 円 (+照明 300 円)	+420 円 (1. 88 倍)
吉川体育館	アリーナ占用利用 (1 時間)	620 円	900 円 (+照明 300 円)	+280 円 (1. 45 倍)
	アリーナ共用利用 (1 人 2 時間)	210 円	400 円	+190 円 (1. 9 倍)

4 その他

- ・附属設備・備品の使用料の見直し：208 区分中 88 区分を改定
(備品及び物価高騰の影響が少ない附属設備は原則据え置き)
- ・市外在住者利用による使用料：2 倍設定は 143 施設
- ・営利営業利用による使用料：3 倍設定は 147 施設 (2 倍施設はなし)
- ・30 分単位の利用による使用料設定導入施設：48 施設 (4 つの施設カテゴリーで導入
(地区集会施設、貸館・交流施設、生涯学習センター、公民館))

Ⅲ 今後のスケジュール

年月	適正配置	適正管理	使用料
R8. 7～8	関係者と協議（施設利用者、施設管理者など）		
R8. 9～10	地域協議会で後期計画 案を説明	地域協議会で諮問・答 申	必要に応じて地域協議 会で報告
R8. 12～	市議会で計画案を報告 パブリックコメント	市議会に条例改正議案を提案 議決及び条例公布後、利用者へ周知	
R9. 2	市議会で後期計画を説 明		
R9. 4	後期計画の取組実施	適正管理の取組実施	使用料等の見直し

「上越市公共施設等総合管理計画に基づく取組案」一覧 **【柿崎区】**

施設 No.	施設名	該当する取組		施設所管課
		適正管理	使用料	
1	学校開放体育施設		○	教育総務課、スポーツ推進課
2	柿崎コミュニティプラザ	○		地域政策課
3	かきざき福祉センター	○	○	福祉課
4	柿崎地区公民館	○	○	社会教育課
5	柿崎地区公民館川西分館	○	○	社会教育課
6	柿崎地区公民館下黒川分館	○	○	社会教育課
7	柿崎地区公民館黒川分館	○		社会教育課
8	七ヶ地区コミュニティセンター	○	○	社会教育課
9	柿崎就業改善センター	○	○	社会教育課
10	柿崎総合体育館	○	○	スポーツ推進課
11	柿崎総合運動公園(野球場)	○	○	スポーツ推進課
12	柿崎総合運動公園(グラウンド)	○	○	スポーツ推進課
13	柿崎総合運動公園(人工芝グラウンド)	○	○	スポーツ推進課
14	柿崎第1庭球コート	○	○	スポーツ推進課
15	柿崎屋内水泳プール	○	○	スポーツ推進課

「学校開放体育施設」使用料の見直しについて

1 見直しの趣旨

公の施設の受益者負担の定期的な見直しとして、使用料を改定するものです。

2 見直し内容

使用料について、「公の施設使用料等の算定に係る基本方針」に基づき、現行の1.1～1.2倍とした金額に四捨五入して100円単位とした金額を改定後の使用料とします。

(1) 施設の使用料を次のように改定します。

区分		単位	使用料	
			改定後	現行
屋内運動場		1時間	<u>600円</u>	510円
プール (浦川原小学校、 大島小学校)	一般	1施設	<u>200円</u>	160円
	中学生以下	1施設	<u>100円</u>	110円
照明設備使用料	高田西小学校屋外運動場	1時間	<u>2,700円</u>	2,450円
	直江津東中学校屋外運動場	1時間	<u>2,700円</u>	2,450円
	春日中学校屋外運動場	1時間	<u>2,700円</u>	2,450円

使用料の営利営業利用料金を定額使用料の200パーセントから300パーセントに改める。

「柿崎コミュニティプラザ」開館時間・休館日の見直しについて

1 見直しの趣旨

公の施設の利用実態に合わせて、開館時間や休館日の見直しを図るものです。

2 見直し内容

開館時間を「公共施設等総合管理計画」における適正管理の考え方に基づき、利用実態を踏まえ、見直します。

また、合併前上越市の公民館や図書館にて、すでに定期的な休館日を設けている現状及び利用実態を勘案し、利用の少ない曜日を休館日とします。

(1) 施設の利用時間を次のように改定します。

区分	改定後	現行
開館時間	午前 9 時から午後 9 時まで (午後 5 時から午後 9 時までは 予約があるときのみ)	午前 8 時 30 分から午後 10 時まで

(2) 施設の休館日を次のように改定します。

区分	改定後	現行
休館日	月曜日、年末年始	年末年始

「かきざき福祉センター」開館時間・使用料の見直しについて

1 見直しの趣旨

公の施設の利用実態に合わせて、開館時間の見直しを図るとともに、受益者負担の定期的な見直しとして、使用料を改定するものです。

2 見直し内容

開館時間を利用実態や需要、運用実態にあわせて見直します。

使用料は、「公の施設使用料等の算定に係る基本方針」に基づき、使用料の単位を 100 円単位とするとともに、激変緩和措置として現行の使用料の 1.2 倍を目安に見直します。

(1) 施設の利用時間を次のように改定します。

区分	改定後	現行
開館時間	午前 9 時から午後 <u>9</u> 時まで (午後 7 時以降は予約があると きのみ終了の時間まで) (日曜日は、正午以降利用があ る場合のみ終了の時間まで)	【条例】 午前 9 時から午後 10 時まで 【実際の設定】 午前 9 時から午後 10 時まで (午後 7 時以降は予約があると きのみ終了の時間まで) (日曜日は、正午以降利用があ る場合のみ終了の時間まで)

(2) 施設の使用料を次のように改定します。

区分		単位	使用料	
			改定後	現行
大会議室		1 時 間 につき	<u>800 円</u>	660 円
	面積 1/2		<u>400 円</u>	330 円
小会議室			<u>400 円</u>	310 円
和室			<u>300 円</u>	250 円
研修室			<u>200 円</u>	160 円

使用料の営利営業利用料金を定額使用料の 200 パーセントから 300 パーセントに改める。

「柿崎地区公民館」開館時間・休館日・使用料の見直しについて

1 見直しの趣旨

公の施設の利用実態に合わせて、開館時間や休館日の見直しを図るとともに、受益者負担の定期的な見直しとして、使用料を改定するものです。

2 見直し内容

開館時間・休館日を「公共施設等総合管理計画」の適正管理の考え方に基づき、申請受付や利用実績、公民館図書室等の利用を踏まえ、下記のとおり見直します。

使用料は、「公の施設使用料等の算定に係る基本方針」に基づき、使用料の単位を 100 円単位とするとともに、激変緩和措置として現行の使用料の 1.2 倍を目安に見直します。

(1) 施設の利用時間を次のように改定します。

区分	改定後	現行
開館時間	午前 9 時から午後 9 時まで (休館日を除く、午後 4 時から午後 9 時は予約があるときのみ)	【条例】 午前 8 時 30 分から午後 10 時まで 【実際の設定】 午前 8 時 30 分から午後 10 時まで (休館日を除く、午後 7 時から午後 10 時は予約があるときのみ)

(2) 施設の休館日を次のように改定します。

区分	改定後	現行
休館日	月曜日、年末年始	年末年始

(3) 施設の管理形態を次のように変更します。

区分	改定後	現行
管理形態	午前 9 時から午後 4 時まで管理人常駐 午後 4 時から午後 9 時の間は鍵管理	管理人常駐

(4) 施設の使用料を次のように改定します。

区分	単位	使用料	
		改定後	現行
第 1 会議室	1 室 1 時間	400 円	300 円
第 2 会議室	につき	300 円	210 円

区分	単位	使用料	
		改定後	現行
学習室	1 室 1 時間 につき	<u>500 円</u>	390 円
視聴覚室		<u>400 円</u>	350 円
第 1 講座室		<u>200 円</u>	170 円
第 2 講座室		<u>200 円</u>	170 円
集会室		<u>1,100 円</u>	880 円
談話室		<u>200 円</u>	130 円
コミュニティルーム		<u>300 円</u>	240 円
ふれあいルーム		<u>600 円</u>	480 円

使用料の額が時間を単位として定められている場合は、使用の時間が 30 分を超え、1 時間以内のときは 1 時間とし、30 分以下のときは 1 時間の半額として計算する。

（例 1）使用時間実績※が 45 分⇒使用料は 1 時間として計算

（例 2）使用時間が 2 時間 30 分⇒使用料は 2 時間 30 分として計算

（例 3）使用時間実績※が 2 時間 50 分⇒使用料は 3 時間として計算

※使用時間の申請・承認は 30 分単位

使用料の営利営業利用料金を定額使用料の 200 パーセントから 300 パーセントに改める。

「柿崎地区公民館川西分館」開館時間・使用料の見直しについて

1 見直しの趣旨

公の施設の利用実態に合わせて、開館時間の見直しを図るとともに、受益者負担の定期的な見直しとして、使用料を改定するものです。

2 見直し内容

開館時間を「公共施設等総合管理計画」の適正管理の考え方に基づき、利用実態を踏まえ、見直します。

使用料は、「公の施設使用料等の算定に係る基本方針」に基づき、使用料の単位を 100 円単位とするとともに、激変緩和措置として現行の使用料の 1.2 倍を目安に見直します。（100 円台には 150 円の単位を設定）

(1) 施設の利用時間を次のように改定します。

区分	改定後	現行
開館時間	午前 <u>9</u> 時から午後 <u>9</u> 時まで	午前 8 時 30 分から午後 10 時まで

(2) 施設の使用料を次のように改定します。

区分	単位	使用料	
		改定後	現行
小集会室	1 室 1 時間 につき	<u>150 円</u>	110 円
中集会室（1 階）		<u>300 円</u>	220 円
中集会室（2 階）		<u>200 円</u>	170 円
大集会室		<u>600 円</u>	530 円
調理実習室		<u>300 円</u>	220 円

使用料の額が時間を単位として定められている場合は、使用の時間が 30 分を超え、1 時間以内のときは 1 時間とし、30 分以下のときは 1 時間の半額として計算する。

（例 1）使用時間実績*が 45 分⇒使用料は 1 時間として計算

（例 2）使用時間が 2 時間 30 分⇒使用料は 2 時間 30 分として計算

（例 3）使用時間実績*が 2 時間 50 分⇒使用料は 3 時間として計算

※使用時間の申請・承認は 30 分単位

使用料の営利営業利用料金を定額使用料の 200 パーセントから 300 パーセントに改める。

「柿崎地区公民館下黒川分館」開館時間・使用料の見直しについて

1 見直しの趣旨

公の施設の利用実態に合わせて、開館時間の見直しを図るとともに、受益者負担の定期的な見直しとして、使用料を改定するものです。

2 見直し内容

開館時間を「公共施設等総合管理計画」の適正管理の考え方に基づき、利用実態を踏まえ、見直します。

使用料は、「公の施設使用料等の算定に係る基本方針」に基づき、使用料の単位を 100 円単位とするとともに、激変緩和措置として現行の使用料の 1.2 倍を目安に見直します。（100 円台には 150 円の単位を設定）

(1) 施設の利用時間を次のように改定します。

区分	改定後	現行
開館時間	午前 <u>9</u> 時から午後 <u>9</u> 時まで	午前 8 時 30 分から午後 10 時まで

(2) 施設の使用料を次のように改定します。

区分	単位	使用料	
		改定後	現行
小集会室（1 階）	1 室 1 時間 につき	<u>150 円</u>	110 円
小集会室（2 階）		<u>150 円</u>	110 円
中集会室		<u>200 円</u>	170 円
大集会室		<u>600 円</u>	530 円
調理実習室		<u>300 円</u>	260 円

使用料の額が時間を単位として定められている場合は、使用の時間が 30 分を超え、1 時間以内のときは 1 時間とし、30 分以下のときは 1 時間の半額として計算する。

（例 1）使用時間実績*が 45 分⇒使用料は 1 時間として計算

（例 2）使用時間が 2 時間 30 分⇒使用料は 2 時間 30 分として計算

（例 3）使用時間実績*が 2 時間 50 分⇒使用料は 3 時間として計算

※使用時間の申請・承認は 30 分単位

使用料の営利営業利用料金を定額使用料の 200 パーセントから 300 パーセントに改める。

「柿崎就業改善センター（柿崎地区公民館黒川分館）」 開館時間・使用料の見直しについて

1 見直しの趣旨

公の施設の利用実態に合わせて、開館時間の見直しを図るとともに、受益者負担の定期的な見直しとして、使用料を改定するものです。

2 見直し内容

開館時間を「公共施設等総合管理計画」の適正管理の考え方に基づき、利用実態を踏まえ、見直します。

使用料は、「公の施設使用料等の算定に係る基本方針」に基づき、使用料の単位を 100 円単位とするとともに、激変緩和措置として現行の使用料の 1.2 倍を目安に見直します。（100 円台には 150 円の単位を設定）

(1) 施設の利用時間を次のように改定します。

区分	改定後	現行
開館時間	午前 9 時から午後 9 時まで	午前 8 時 30 分から午後 10 時まで

(2) 施設の使用料を次のように改定します。

区分	単位	使用料	
		改定後	現行
大会議室	1 室 1 時間 につき	<u>500 円</u>	420 円
小会議室		<u>150 円</u>	140 円
調理実習室		<u>200 円</u>	150 円
談話室		<u>150 円</u>	110 円
相談室		<u>150 円</u>	110 円
研修室		<u>300 円</u>	250 円

使用料の額が時間を単位として定められている場合は、使用の時間が 30 分を超え、1 時間以内のときは 1 時間とし、30 分以下のときは 1 時間の半額として計算する。

（例 1）使用時間実績*が 45 分⇒使用料は 1 時間として計算

（例 2）使用時間が 2 時間 30 分⇒使用料は 2 時間 30 分として計算

（例 3）使用時間実績*が 2 時間 50 分⇒使用料は 3 時間として計算

※使用時間の申請・承認は 30 分単位

使用料の営利営業利用料金を定額使用料の 200 パーセントから 300 パーセントに改める。

「七ヶ地区コミュニティセンター」開館時間・使用料の見直しについて

1 見直しの趣旨

公の施設の利用実態に合わせて、開館時間の見直しを図るとともに、受益者負担の定期的な見直しとして、使用料を改定するものです。

2 見直し内容

開館時間を「公共施設等総合管理計画」の適正管理の考え方に基づき、利用実態を踏まえ、見直します。

使用料は、「公の施設使用料等の算定に係る基本方針」に基づき、使用料の単位を 100 円単位とするとともに、激変緩和措置として現行の使用料の 1.2 倍を目安に見直します。（100 円台には 150 円の単位を設定）

(1) 施設の利用時間を次のように改定します。

区分	改定後	現行
開館時間	午前 9 時から午後 9 時まで	午前 8 時 30 分から午後 10 時まで

(2) 施設の使用料（利用料金の上限額）を次のように改定します。

区分	単位	使用料	
		改定後	現行
大会議室	1 室 1 時間 につき	<u>150 円</u>	110 円
小会議室		<u>150 円</u>	110 円
集会室		<u>400 円</u>	340 円
調理実習室		<u>150 円</u>	110 円

使用料の額が時間を単位として定められている場合は、使用の時間が 30 分を超え、1 時間以内のときは 1 時間とし、30 分以下のときは 1 時間の半額として計算する。

（例 1）使用時間実績※が 45 分⇒使用料は 1 時間として計算

（例 2）使用時間が 2 時間 30 分⇒使用料は 2 時間 30 分として計算

（例 3）使用時間実績※が 2 時間 50 分⇒使用料は 3 時間として計算

※使用時間の申請・承認は 30 分単位

使用料の営利営業利用料金を定額使用料の 200 パーセントから 300 パーセントに改める。

「柿崎総合体育館」開館時間・使用料の見直しについて

1 見直しの趣旨

公の施設の利用実態に合わせて、開館時間の見直しを図るとともに、受益者負担の定期的な見直しとして、使用料（利用料金の上限額）を改定するものです。

2 見直し内容

利用時間は、屋内体育施設は午前 10 時から午後 10 時まで、屋外体育施設は午前 6 時から午後 6 時まで（ナイター設備のある施設は午後 10 時まで）を基本に統一します。

休館日は、全施設週休 1 日を基本とします。また、屋外体育施設における冬季の閉館期間を 12 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとします。

使用料は、「公の施設使用料等の算定に係る基本方針」に基づき算定（使用料は 100 円単位）するとともに、激変緩和措置として現行の使用料の 1.1 倍から 1.2 倍（最大で 1.5 倍）を目安に見直します。

なお、同程度の機能を有する施設において、価格差が生じないように平準化を図るため、上記倍率を超過する場合があります。

(1) 施設の利用時間を次のように改定します。

→ 基本的な考え方に沿って利用時間を設定

区分	改定後	現行
開館時間	午前 <u>10</u> 時から午後 <u>10</u> 時まで	午前 9 時から午後 9 時まで

(2) 施設の使用料（利用料金の上限額）を次のように改定します。

→ メインアリーナの占有利用は、照明料金及び冷暖房設備を含めた額としま

す。市内の体育館同規模（バスケットボールコート 2 面程度の拠点施設）の平均使用料を 1.1 倍にした額（10 円単位を四捨五入）に改定

→ メインアリーナの共用利用、電光得点表示板、放送設備、温水シャワー、トレーニングルーム、コミュニティスペース、ミーティングルーム、控室、ステージ、ランニング走路は、同種の機能を有する施設で平準化した使用料に改定

→ 多目的フィールド、クライミングウォールの占有利用及び共用利用は、現行使用料の 10 円単位を切上した額に改定

→ コミュニティスペース、ミーティングルーム、控室の冷暖房設備は、1 時間あたりの運用コストが過大であるため、冷暖房設備使用料として施設使用料を 1.5 倍した額（10 円単位を四捨五入）を上限に設定

区分			単位	上限額	
				改定後	現行
メインアリーナ	占用利用		1 時間につき	<u>2,800 円</u>	1,650 円
	照明設備			<u>(廃止)</u>	720 円
	冷暖房設備			<u>(廃止)</u>	310 円
	共用利用	一般	1 人 1 回につき	<u>400 円</u>	360 円
			1 人 1 月につき	<u>(廃止)</u>	1,440 円
			回数券（11 回分）	<u>4,000 円</u>	なし
		中学生以下	1 人 1 回につき	<u>200 円</u>	180 円
			1 人 1 月につき	<u>(廃止)</u>	720 円
			回数券（11 回分）	<u>2,000 円</u>	なし
	電光得点表示板		1 時間につき	<u>200 円</u>	110 円
	放送設備			<u>200 円</u>	110 円
	ピアノ			<u>(廃止)</u>	110 円
温水シャワー		1 人 1 回につき	<u>200 円</u>	110 円	
多目的フィールド	占用利用		1 時間につき	<u>1,600 円</u>	1,490 円
	共用利用	一般	1 人 1 回につき	<u>400 円</u>	360 円
			1 人 1 月につき	<u>(廃止)</u>	1,440 円
			回数券（11 回分）	<u>4,000 円</u>	なし
		中学生以下	1 人 1 回につき	<u>200 円</u>	180 円
			1 人 1 月につき	<u>(廃止)</u>	720 円
			回数券（11 回分）	<u>2,000 円</u>	なし
クライミングウォール	占用利用		1 時間につき	<u>1,200 円</u>	1,200 円
	共用利用	一般	1 人 1 回につき	<u>200 円</u>	120 円
			1 人 1 月につき	<u>(廃止)</u>	480 円
			回数券（11 回分）	<u>2,000 円</u>	なし
		中学生以下	1 人 1 回につき	<u>100 円</u>	60 円
			1 人 1 月につき	<u>(廃止)</u>	240 円
			回数券（11 回分）	<u>1,000 円</u>	なし
トレーニングルーム	共用利用	一般	1 人 1 回につき	<u>400 円</u>	360 円
			1 人 1 月につき	<u>(廃止)</u>	1,440 円
			回数券（11 回分）	<u>4,000 円</u>	なし
		中学生以下	1 人 1 回につき	<u>200 円</u>	180 円
			1 人 1 月につき	<u>(廃止)</u>	720 円
			回数券（11 回分）	<u>2,000 円</u>	なし
コミュニティスペース	占用利用		1 時間につき	<u>700 円</u>	720 円
	冷暖房設備			<u>300 円</u>	なし
	共用利用	一般	1 人 1 回につき	<u>400 円</u>	360 円
			1 人 1 月につき	<u>(廃止)</u>	1,440 円
			回数券（11 回分）	<u>4,000 円</u>	なし
		中学生以下	1 人 1 回につき	<u>200 円</u>	180 円
			1 人 1 月につき	<u>(廃止)</u>	720 円

			回数券（11 回分）	<u>2,000 円</u>	なし
ミーティング グループ	占用利用		1 時間につき	<u>400 円</u>	360 円
	冷暖房設備			<u>200 円</u>	なし
控室	占用利用			<u>300 円</u>	180 円
	冷暖房設備			<u>100 円</u>	なし
ステージ	占用利用			<u>300 円</u>	280 円
ランニング 走路	共用利用	一般	1 人 1 回につき	<u>200 円</u>	160 円
			1 人 1 月につき	<u>(廃止)</u>	640 円
			回数券（11 回分）	<u>2,000 円</u>	なし
		中学生以下	1 人 1 回につき	<u>100 円</u>	80 円
			1 人 1 月につき	<u>(廃止)</u>	320 円
			回数券（11 回分）	<u>1,000 円</u>	なし

使用料（利用料金の上限額）の営利営業利用料金を定額使用料の 200 パーセントから 300 パーセントに改める。

「柿崎総合運動公園」開館時間・休館日・使用料の見直しについて

1 見直しの趣旨

公の施設の利用実態に合わせて、開館時間や休館日の見直しを図るとともに、受益者負担の定期的な見直しとして、使用料（利用料金の上限額）を改定するものです。

2 見直し内容

利用時間は、屋内体育施設は午前 10 時から午後 10 時まで、屋外体育施設は午前 6 時から午後 6 時まで（ナイター設備のある施設は午後 10 時まで）を基本に統一します。

休館日は、全施設週休 1 日を基本とします。また、屋外体育施設における冬季の閉館期間を 12 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとします。

使用料は、「公の施設使用料等の算定に係る基本方針」に基づき算定（使用料は 100 円単位）するとともに、激変緩和措置として現行の使用料の 1.1 倍から 1.2 倍（最大で 1.5 倍）を目安に見直します。

なお、同程度の機能を有する施設において、価格差が生じないように平準化を図るため、上記倍率を超過する場合があります。

(1) 施設の利用時間を次のように改定します。

→ 現状の運用時間に合わせて、明確な利用時間を設定

区分	改定後	現行
開館時間	午前 6 時から午後 10 時まで	日の出から午後 10 時まで

(2) 施設の休館日を次のように改定します。

→ 基本的な考え方に沿って、週休 1 日の休館日（受付窓口である柿崎総合体育館と同様）を設けるとともに、冬季の休館期間を月単位で設定

区分	改定後	現行
休館日	火曜日（休日の場合は、その翌日）、12 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで	【条例】 市長が定める日 【実際の設定】 11 月 24 日から翌年 3 月 31 日まで

(3) 施設の使用料（利用料金の上限額）を次のように改定します。

→ 野球場の占用利用は、市内の野球場同規模（面積が 10,000 m²以上）の平均使用料を 1.2 倍にした額（10 円単位を四捨五入）に改定

→ 野球場の照明設備は、市内の野球場照明設備の平均使用料を 1.1 倍にした額（10 円単位を四捨五入）に改定

→ グラウンドの占用利用は、市内の多目的広場同規模（面積が 10,000 m²以下）の平均使用料を 1.2 倍にした額（10 円単位を四捨五入）に改定

- グラウンドの照明設備は、現行使用料を 1.1 倍にした額（10 円単位を四捨五入）に改定
- 人工芝グラウンドの占用利用は、現行使用料を 1.2 倍にした額（10 円単位を四捨五入）に改定

区分		単位	上限額	
			改定後	現行
野球場	占用利用	1 時間につき	<u>700 円</u>	480 円
	照明設備		<u>3,400 円</u>	3,060 円
グラウンド	占用利用		<u>400 円</u>	310 円
	照明設備		<u>600 円</u>	510 円
人工芝グラウンド	占用利用		<u>1,000 円</u>	820 円
	照明設備		<u>2,400 円</u>	2,450 円

使用料（利用料金の上限額）の営利営業利用料金を定額使用料の 200 パーセントから 300 パーセントに改める。

「柿崎第1庭球コート」開館時間・休館日・使用料の見直しについて

1 見直しの趣旨

公の施設の利用実態に合わせて、開館時間や休館日の見直しを図るとともに、受益者負担の定期的な見直しとして、使用料を改定するものです。

2 見直し内容

利用時間は、屋内体育施設は午前10時から午後10時まで、屋外体育施設は午前6時から午後6時まで（ナイター設備のある施設は午後10時まで）を基本に統一します。

休館日は、全施設週休1日を基本とします。また、屋外体育施設における冬季の閉館期間を12月1日から翌年3月31日までとします。

使用料は、「公の施設使用料等の算定に係る基本方針」に基づき算定（使用料は100円単位）するとともに、激変緩和措置として現行の使用料の1.1倍から1.2倍（最大で1.5倍）を目安に見直します。

なお、同程度の機能を有する施設において、価格差が生じないように平準化を図るため、上記倍率を超過する場合があります。

(1) 施設の利用時間を次のように改定します。

→ 現状の運用時間に合わせて、明確な利用時間を設定

区分	改定後	現行
開館時間	午前6時から午後10時まで	日の出から午後10時まで

(2) 施設の休館日を次のように改定します。

→ 基本的な考え方に沿って、週休1日の休館日（受付窓口である柿崎地区公民館と同様）を設けるとともに、冬季の休館期間を月単位で設定

区分	改定後	現行
休館日	月曜日（休日の場合は、その翌日）、12月1日から翌年3月31日まで	【条例】 教育委員会が定める日 【実際の設定】 11月24日から翌年3月31日まで

(3) 施設の使用料を次のように改定します。

→ 占用利用は、市内の庭球場同種類（砂入り人工芝の一般施設）の平均使用料を1.2倍にした額（10円単位を切上）に改定

→ 照明設備は、市内の庭球場照明設備の平均使用料を1.2倍にした額（10円単位を四捨五入）に改定

区分	単位	使用料	
		改定後	現行
占用利用	1 面 1 時間につき	<u>400 円</u>	260 円
照明設備		<u>600 円</u>	510 円

使用料の営利営業利用料金を定額使用料の 200 パーセントから 300 パーセントに改める。

「柿崎屋内水泳プール」休館日・使用料の見直しについて

1 見直しの趣旨

公の施設の利用実態に合わせて、休館日の見直しを図るとともに、受益者負担の定期的な見直しとして、使用料（利用料金の上限額）を改定するものです。

2 見直し内容

利用時間は、屋内体育施設は午前 10 時から午後 10 時まで、屋外体育施設は午前 6 時から午後 6 時まで（ナイター設備のある施設は午後 10 時まで）を基本に統一します。

休館日は、全施設週休 1 日を基本とします。また、屋外体育施設における冬季の閉館期間を 12 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとします。

使用料は、「公の施設使用料等の算定に係る基本方針」に基づき算定（使用料は 100 円単位）するとともに、激変緩和措置として現行の使用料の 1.1 倍から 1.2 倍（最大で 1.5 倍）を目安に見直します。

なお、同程度の機能を有する施設において、価格差が生じないように平準化を図るため、上記倍率を超過する場合があります。

(1) 施設の休館日を次のように改定します。

→ 現行の運用実態に合わせて冬季の閉館期間を設定

区分	改定後	現行
休館日	火曜日（休日の場合は、その翌日）、 <u>11 月 1 日から翌年 4 月 30 日まで</u>	【条例】 火曜日（休日の場合は、その翌日）、12 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで 【実際の設定】 火曜日（休日の場合は、その翌日）、11 月 1 日から翌年 4 月 30 日まで

(2) 施設の使用料（利用料金の上限額）を次のように改定します。

→ プールは、市内のプール同規模（温水機能のある 25m プール）の平均使用料を 1.2 倍にした額（10 円単位を四捨五入）に改定

なお、他施設に合わせて、新たに占用利用、回数券、20 人以上の団体共用利用等を設定

区分			単位	上限額	
				改定後	現行
占用利用			1 時間につき	<u>11,200 円</u>	16,500 円
コース占用加算額			1 コース 1 時間につき	<u>400 円</u>	なし
共用利用	一般	個人	1 人 1 回につき	<u>500 円</u>	360 円
			1 人 1 月につき	<u>(廃止)</u>	1,440 円
			回数券 (11 回分)	<u>5,000 円</u>	なし
	中学生 以下	団体 (20 人以上)	1 人 1 回につき	<u>400 円</u>	なし
			1 人 1 回につき	<u>300 円</u>	180 円
			1 人 1 月につき	<u>(廃止)</u>	720 円
			回数券 (11 回分)	<u>3,000 円</u>	なし
		団体 (20 人以上)	1 人 1 回につき	<u>200 円</u>	なし

使用料（利用料金の上限額）の営利営業利用料金を定額使用料の 200 パーセントから 300 パーセントに改める。

公の施設白書

(令和6年度実績・柿崎区抜粋版※)

※全体版は市ホームページでご確認ください

新潟県上越市
(財務部資産活用課)

1 はじめに（公の施設白書の公表の目的）

当市では、人口減少や経済の停滞など社会情勢が大きく変化し、公の施設に求められる市民のニーズも多様化していることから、公の施設の利用者は直近10年で29%減少し、使用料収入は13%減少しています。一方では、施設の老朽化による修繕の多発や物価高騰等により、維持管理経費は直近10年で18%増加しています。

また、全国的な社会問題として、昭和50年代以降に開設された施設の老朽化が進み、今後、一斉に大規模な修繕や更新を迎える中、多くの施設を維持していくことは極めて困難な状況であり、当市も例外ではありません。

このため、将来的にも市民の皆さんが真に必要なとする施設や機能を安定的・継続的に提供するためには、施設の機能集約や休廃止は避けられない状況であり、次世代の負担の軽減を考慮すると、一刻も早く検討を進める必要があります。

本施設白書は、当市の公の施設に関する理解を深め、建設的な議論を進めていくために、その基礎資料となる施設の現状を取りまとめ、公表するものです。

【公共施設等を取り巻く現状と課題 … 利用実態】

- 人口減少等に伴い、施設の利用者数は約28.7%減少している（この間の当市の人口は、H27年1月末200,032人⇒R7年1月末180,207人と約10%減少）。
- 利用者数の減少等に伴い、使用料収入も約5.0億円減と大幅に減少している。
【参考①】 R6年度の使用料＋利用料金…4,367,208千円（H26年度比▲830,942千円（▲16.0%））
【参考②】 R6年度の受益者負担割合（近似値）…34.4%（H26年度比▲14.4ポイント）
- 物価高騰や労務費の上昇等により、修繕料及び工事請負費を除く維持管理経費は約19億円増と約18.0%増額している。
- 公費投入額が約4.7億円減と大幅に減少しているが、これは、大規模改修等に係る有利な起債等（公共施設等適正管理推進事業債）の創設等が要因と考えられる。

	H26年度	R6年度	増減
①利用者数（人）	6,238,217	4,445,144	▲1,793,073 （▲28.7%）
②収入（千円）	4,935,791	6,350,865	1,415,074
③②のうち使用料（千円）	3,775,084	3,271,368	▲503,716 （▲13.3%）
④支出（千円）	13,913,383	14,861,395	948,012
⑤④のうち修繕料・工事請負費 を除く維持管理経費	10,650,474	12,565,569	1,915,095 （18.0%増）
⑥公費投入額（千円）【④－②】	8,977,592	8,510,530	▲469,769

※R6年度時点で存在する公の施設のうち、H27年度以降に新設した施設等を除く588施設を基に比較

3 公の施設の現状

1 施設毎の状況（令和7年4月1日現在）

No.	施設名	施設カテゴリー	構造	経過年数 /耐用年数	延床面積 (㎡)	利用者数 (人)	公費負担額 (千円)	利用者1人 当たり経費 (円)	管理 形態	取組 方向
1	柿崎学校給食センター	給食センター	鉄骨	47/34	309.00	0	48,360	-	直営(業務委託)	現状維持
2	上越市立柿崎小学校	小学校	コンクリ	47/47	5,607.00	192	35,213	183,401	直営	別の計画等
3	上越市立上下浜小学校	小学校	コンクリ	38/47	3,892.00	62	23,774	383,452	直営	別の計画等
4	上越市立下黒川小学校	小学校	コンクリ	44/47	3,181.00	53	24,177	456,170	直営	別の計画等
5	上越市立柿崎中学校	中学校	コンクリ	53/47	8,780.00	183	27,516	150,361	直営	別の計画等
6	柿崎第一保育園	保育園	コンクリ	42/47	1,392.00	66	56,572	857,152	直営	別の計画等
7	柿崎第二保育園	保育園	木造	39/22	989.57	42	37,159	884,738	直営	別の計画等
8	下黒川保育園	保育園	木造	41/22	698.91	15	18,450	1,230,000	直営	別の計画等
9	上下浜保育園	保育園	木造	51/22	732.02	16	19,423	1,213,938	直営	別の計画等
10	かきざき福祉センター	地域福祉拠点施設	木造	20/22	841.56	3,964	4,783	1,207	直営	現状維持
11	柿崎ゲートボール場	屋外ゲートボール場	-	40/-	0.00	105	0	0	直営	現状維持
12	柿崎保健センター	保健センター	コンクリ	41/50	603.30	3,110	1,547	497	直営	現状維持

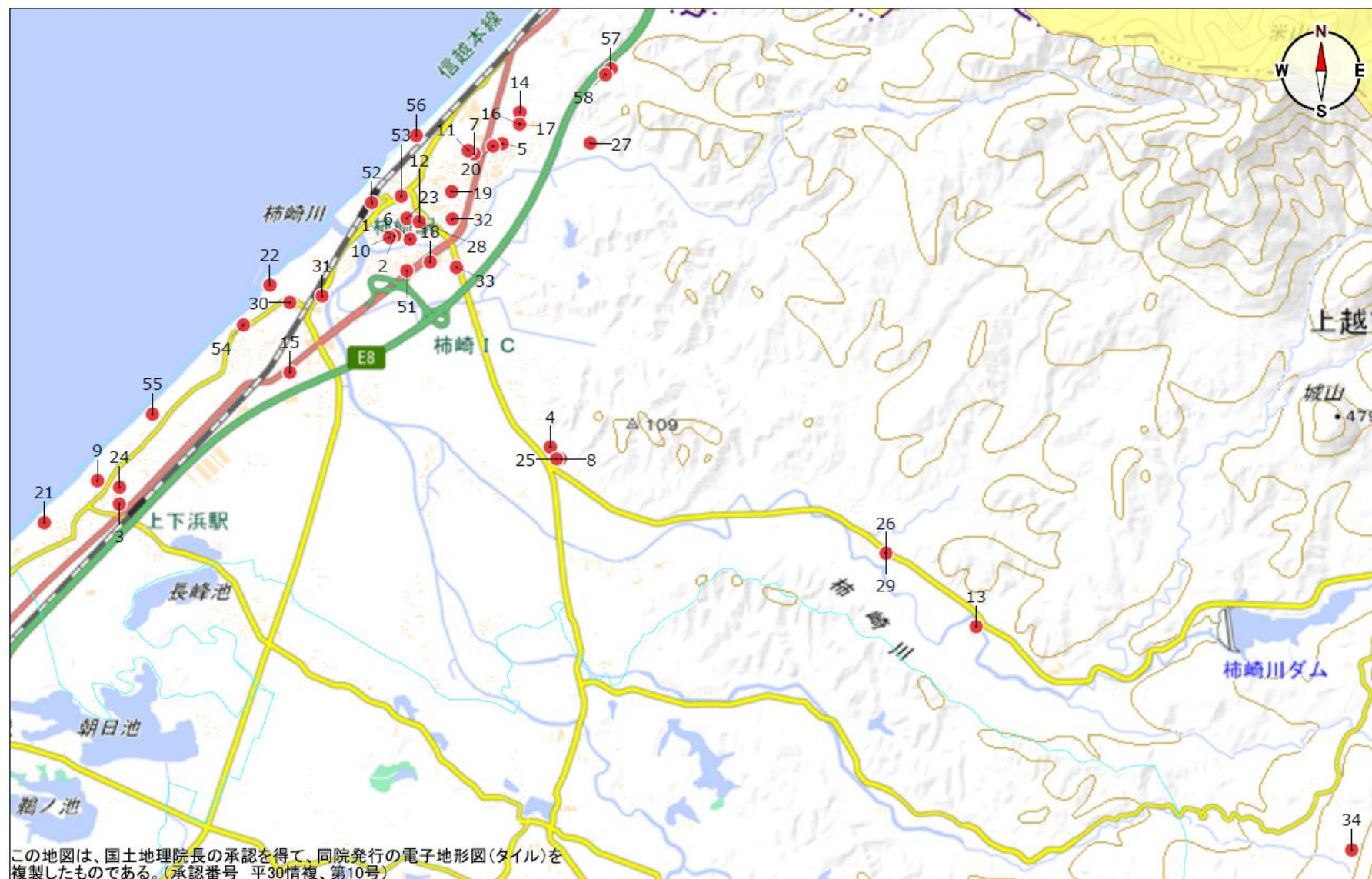
No.	施設名	施設カテゴリー	構造	経過年数 /耐用年数	延床面積 (㎡)	利用者数 (人)	公費負担額 (千円)	利用者1人 当たり経費 (円)	管理 形態	取組 方向
13	国民健康保険くろかわ診療所	医療機関	木造	23/24	727.54	4,259	55,024	12,919	直営(業務委託)	現状維持
14	柿崎総合体育館	体育館	コンクリ	27/47	7,380.42	52,027	36,620	704	指定管理	現状維持
15	柿崎体育館	体育館	コンクリ	43/47	817.93	5,965	342	57	直営(業務委託)	廃止
16	柿崎総合運動公園(野球場)	野球場	—	46/—	0.00	2,966	2,138	721	指定管理	現状維持
17	柿崎総合運動公園(グラウンド)	多目的広場・グラウンド	—	47/—	0.00	4,846	3,742	772	指定管理	現状維持
18	柿崎総合運動公園(人工芝グラウンド)	多目的広場・グラウンド	—	13/—	0.00	12,858	9,088	707	指定管理	現状維持
19	柿崎第1庭球コート	テニスコート	木造	61/—	110.24	11,816	1,750	148	直営(業務委託)	現状維持
20	柿崎屋内水泳プール	プール	鉄骨	48/34	1,123.40	3,265	2,353	721	指定管理	現状維持
21	柿崎マリンホテルハマナス	宿泊温浴施設	コンクリ	30/50	1,992.48	12,194	23,775	1,950	指定管理	引き続き協議
22	柿崎漁港	漁港	コンクリ	45/—	0.00	—	196	—	直営(業務委託)	別の計画等
23	柿崎地区公民館	公民館	コンクリ	46/50	2,352.38	10,577	14,347	1,356	直営	現状維持
24	柿崎地区公民館川西分館	公民館	コンクリ	38/50	601.56	4,663	680	146	直営	現状維持

No.	施設名	施設カテゴリー	構造	経過年数 /耐用年数	延床面積 (㎡)	利用者数 (人)	公費負担額 (千円)	利用者1人 当たり経費 (円)	管理 形態	取組 方向
25	柿崎地区公民館下黒川分館	公民館	コンクリ	40/50	509.24	3,376	535	158	直営	現状維持
26	柿崎地区公民館黒川分館	公民館	コンクリ	43/50	500.36	1,896	633	334	直営	現状維持
27	七ヶ地区コミュニティセンター	地区集会施設	木造	33/24	242.58	3,245	376	116	直営	現状維持
28	柿崎コミュニティプラザ	コミュニティプラザ	コンクリ	41/50	4,139.34	4,829	24,633	5,101	直営(業務委託)	現状維持
29	柿崎就業改善センター	貸館・交流施設	コンクリ	43/50	500.36	0	0	—	直営	現状維持
30	市営住宅 臨海住宅 1棟・2棟・3棟・4棟	市営住宅	鉄骨	44/47	1,298.40	24	-2,407	-100,292	直営	別の計画等
31	市営住宅 木崎山住宅	市営住宅	木造	41-42/22	1,059.96	29	-2,202	-75,931	直営	別の計画等
32	市営住宅 米山住宅	市営住宅	木造	39-40/22	529.98	18	-1,622	-90,111	直営	別の計画等
33	市営賃貸住宅 朝日ハイツ	市営賃貸住宅	木造	27/22	499.92	9	-1,108	-123,111	直営	別の計画等
34	柿崎大出口公園	中規模公園	—	35/-	306.91	—	40	—	直営	別の計画等
35	七ヶ農村公園	農村公園	—	34/-	0.00	—	96	—	直営	別の計画等
36	黒川農村公園	農村公園	—	27/-	0.00	—	177	—	直営	別の計画等

No.	施設名	施設カテゴリー	構造	経過年数 /耐用年数	延床面積 (㎡)	利用者数 (人)	公費負担額 (千円)	利用者1人 当たり経費 (円)	管理 形態	取組 方向
37	下黒川農村公園	農村公園	木造	26/-	9.72	-	107	-	直営	別の計画等
38	諏訪児童遊園	児童遊園	木造	62/-	4.15	-	247	-	直営	別の計画等
39	米山寺児童遊園	児童遊園	-	58/-	0.00	-	10	-	直営	別の計画等
40	三ツ屋浜児童遊園	児童遊園	-	56/-	0.00	-	113	-	直営	別の計画等
41	芋島児童遊園	児童遊園	-	55/-	0.00	-	12	-	直営	別の計画等
42	馬正面児童遊園	児童遊園	-	54/-	0.00	-	37	-	直営	別の計画等
43	はまなす児童遊園	児童遊園	木造	47/-	9.92	-	98	-	直営	別の計画等
44	百木児童遊園	児童遊園	-	47/-	0.00	-	11	-	直営	別の計画等
45	桃園児童遊園	児童遊園	-	47/-	0.00	-	10	-	直営	別の計画等
46	旭ヶ丘児童遊園	児童遊園	-	45/-	0.00	-	21	-	直営	別の計画等
47	上下浜東児童遊園	児童遊園	-	42/-	0.00	-	28	-	直営	別の計画等
48	直海浜東畑児童遊園	児童遊園	-	42/-	0.00	-	19	-	直営	別の計画等

No.	施設名	施設カテゴリー	構造	経過年数 /耐用年数	延床面積 (㎡)	利用者数 (人)	公費負担額 (千円)	利用者1人 当たり経費 (円)	管理 形態	取組 方向
49	西脇児童遊園	児童遊園	－	58/－	0.00	－	168	－	直営	別の計画等
50	木崎山児童遊園	児童遊園	－	58/－	0.00	－	160	－	直営	別の計画等
51	高速道柿崎バス停駐車場	無料駐車場	－	40/－	0.00	－	0	－	直営	別の計画等
52	柿崎駅前駐輪駐車場	無料駐車場	鉄骨	15/24	50.00	200	30	150	直営	別の計画等
53	柿崎住吉駐車場	無料駐車場	－	29/－	0.00	－	0	－	直営	別の計画等
54	柿崎直海浜海岸駐車場	無料駐車場	－	40/－	0.00	－	0	－	直営	別の計画等
55	柿崎三ツ屋浜海岸駐車場	無料駐車場	コンクリ	29/－	6.99	－	2	－	直営	別の計画等
56	柿崎中央海岸駐車場	無料駐車場	コンクリ	33/－	68.01	3,323	1,897	571	直営	別の計画等
57	頸北斎場	斎場	コンクリ	32/50	731.76	877	20,374	23,231	直営(業務委託)	別の計画等
58	柿崎霊園	霊園	コンクリ	21/－	1.70	69	15	217	直営	別の計画等
	小計					151, 139	489, 539	3, 239		

2 位置図



1 施設毎の状況

No.	施設名	施設カテゴリー	構造	経過年数 /耐用年数	延床面積 (㎡)	利用者数 (人)	公費負担額 (千円)	利用者1人 当たり経費 (円)	管理 形態	取組 方向
1	●●●●●	●●	●●	●/●	123,456.78	123,456	123,456	123,456	●●	●●

- 「施設カテゴリー」は、主に第4次上越市公の施設の適正配置計画に掲げる施設カテゴリーを使用
- 「構造」は、コンクリ・鉄骨・木造・ーを表記
 - ・コンクリ：鉄筋コンクリート造（RC造）、鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC造）、補強コンクリートブロック造（CB造）。一部鉄骨造りを含む。
 - ・鉄骨：鉄骨造（S造）
 - ・「ー」：屋外ゲートボール場や野球場・ソフトボール場等、主な用途を備える建物がない施設
- 「経過年数」は、令和7年4月1日現在の施設の経過年数。市営住宅のように、複数の建物があり、建築年数が異なる場合は「20-25/47」のように幅を持たせて表記。
- 「耐用年数」は、主な建物（構造物）の「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」による耐用年数。屋外ゲートボール場や多目的広場・グラウンド等、主な用途を備える建物がない施設は「ー」と表記。
- 「利用者数」は、令和6年度の利用者数
 - ・農村公園や休止施設等、施設の性質上、利用者数を把握できない施設は「ー」
 - ・特定の人が通園、通学する施設は、令和7年5月1日現在の園児、児童、生徒数
 - ・公営住宅や生活支援ハウス等、特定の人が居住する施設は、令和7年5月1日現在の居住者数
 - ・霊園は、利用区画数
 - ・斎場は、利用件数（火葬炉利用件数、動物含む）

No.	施設名	施設カテゴリー	構造	経過年数 /耐用年数	延床面積 (㎡)	利用者数 (人)	公費負担額 (千円)	利用者1人 当たり経費 (円)	管理 形態	取組 方向
1	●●●●●	●●	●●	●/●	123, 456. 78	123, 456	123, 456	123, 456	●●	●●

- 「公費負担額」は、令和6年度の支出額（投資修繕等に係る経費を除いた維持管理経費）から収入額（投資修繕等に係る国庫補助金等を除いた額）を差し引いた額
- 「利用者1人当たり経費」は、令和6年度の公費負担額を利用者数で除した額
- 「管理形態」は、直営・直営（業務委託）・指定管理の別を表記
- 「取組方向」は、第4次上越市公の施設の適正配置計画（計画期間はR3年度～R12年度）で位置付ける施設の取組方向を次のとおり表記。また、「取組方向」において、適正配置計画の対象ではない小中学校や保育園等の施設は「別の計画等」と表記。
 - ・現状維持：適正な維持管理を行い、活用すること
 - ・廃止：施設の設置条例を廃止すること（公の施設ではなくなること）
 - ・休止：施設（機能）の使用を一定の期間止めること
 - ・貸付又は譲渡：施設を特定の利用者に貸し付けるか、所有権を民間又は地域等へ有償又は無償により譲り渡すこと
 - ・用途変更：施設の設置目的を他の目的に変更すること
 - ・後期に適正配置：計画後期（当初はR8年度～R12年度でしたが、R9年度～R12年度に変更しました）に適正配置を実施すること
 - ・引き続き協議：取組の方向性を地域住民等と引き続き協議し方向性を決定すること

2 位置図

- 位置図上の番号は、「1 施設毎の状況」の表中のNo.の施設を表記している。
- 建物がない公園施設は、位置図を省略している。

第 12 回スポ×まちプロジェクト 会議記録

日 時	令和 8 年 7 月 1 日（水） 18:00～19:00	出席者	佐藤（昌）委員長、滝澤委員、 山川委員
場 所	柿崎コミュニティプラザ 3 階 市民活動室		
記録者	佐藤（昌）委員長	欠席者	小関委員、坂木委員
標 題	スポーツ団体の活動見学後の振り返り		
5 月 12 日に実施したスポーツ団体の活動見学後の振り返りを行った。 今回「ベースボールアカデミー」と「雁木ウォーキング」の活動を見学させていただいた。 1 協議内容と主な意見 (1) スポーツ団体見学会の振り返り 次の 3 点について、スポーツ団体と意見交換を行った。 ・見学をしたスポーツ団体の活動の充実度 ・参考になった点 ・意見交換・調査を継続したいか (2) 主な意見 ・コーチの指導が専門的、かつ簡潔であった。 ・コーチのメニューに従い児童・生徒が自主的にトレーニングしていた。 ・学校終業後の空白時間帯である午後 5 時～7 時にトレーニングできるのは、児童・生徒の生活サイクル維持と保護者の負担軽減につながりそう。 ・ウォーミングアップ方法や歩き方など、独学で身につけるには難しいことも教えてもらっていた。 ・開催会場が限られているため、学校や自宅から会場までの距離や交通手段が影響して、区域外の児童・生徒が集まらない。 (3) 決定事項 ・スポーツ団体の活動の充実度は、非常に高い。 ・当プロジェクトの参考になった。 ・意見交換や調査を継続していく（意見交換会、メール対応等）。 2 今後のスケジュール ・日程 8 月以降 ・会場 柿崎コミュニティプラザ 市民活動室 ・内容 スポーツ団体が抱える課題の整理			
以 上			

第14回ネットワーク柿崎 会議記録

日 時	令和8年7月7日（火） 18:30～19:40	出席者	佐藤（達）委員長、吉井会長、 金子委員、石田委員
場 所	柿崎コミュニティプラザ 市民活動室		
記録者	佐藤（達）委員長	欠席者	－
標 題		新たなネットワーク構築に関する意見交換会	
ネットワーク柿崎が検討している「新たなネットワークの構築」に関し、今年度役員改選を経て就任された柿崎観光協会の皆様と意見交換会を開催した。 1. 目的 ・地域の情報を一元的に受発信できる「プラットフォーム*」の構築を検討するにあたり、柿崎観光協会のホームページを活用した運用の可能性について協議するため。 *プラットフォーム：利用者同士が交流したり、情報や商品をやり取りする場を提供する仕組み 2. 協議内容 ・別添資料「団体の皆様と地域協議会との意見交換会」に基づき、ネットワーク柿崎の取り組み概要を説明するとともに、柿崎区の地域イベント情報をデジタル版として観光協会のホームページ上で公開・運用する案を提示し、意見交換を行った。 【提案の狙い】 *地域行事の情報浸透を図り、区内外への魅力発信を促進する。 *情報発信のリアルタイム性を高める。 *情報発信を一元化し、住民の利便性を向上させる。 【観光協会ホームページを活用するメリット】 *既に地域住民に認知されているサイトであり、利用者の混乱がなく浸透しやすい。 *現行の運営体制を活用できる。 *行政との連携が既存の枠組みの中で進めやすい。 【意見交換の主な内容】 ・ネットワーク柿崎の目的や提案内容は理解できるが、運用体制（人材確保、費用負担など）が課題であり、現状のままでは受け入れは難しい。 ・外部委託による運用も選択肢として考えられる。			

裏面あり

裏面あり

- ・費用面については上越市の地域独自予算の活用が可能性として挙げられる。予算の精査と運用骨子を作成し、来年度の申請に間に合うよう準備できると良いのではないかな。

3. 今後の進め方

- ・今回の意見交換会では結論には至らず、ネットワーク柿崎からの提案内容について、観光協会側で持ち帰り、検討いただけることとなった。

以上

団体の皆様と地域協議会との意見交換会

【内容】

1. 開会/ご挨拶
2. ネットワーク柿崎の紹介
3. お願いしたいこと
4. 意見交換

2026年7月
柿崎区地域協議会 ネットワーク柿崎

1. 開会/ご挨拶



2. ネットワーク柿崎の紹介

【発足の背景】

- ・地域活動やイベントの準備/運営の人手不足、人口減少により活気が薄れつつある
- ・住民と移住者が気軽に立ち寄れる場所や情報を入手できるツールがほしい
- ・柿崎の魅力や情報、趣味・スポーツ・産業など、様々な団体が活動している情報を発信する場が欲しい/発信したい、情報が欲しい



地域・地域団体・移住者との新たなネットワークの構築



『ネットワーク柿崎』

■ 地域・地域団体・移住者との新たなネットワーク構築のための方向性の検討

・検討委員会の目的と審議の方向性を協議

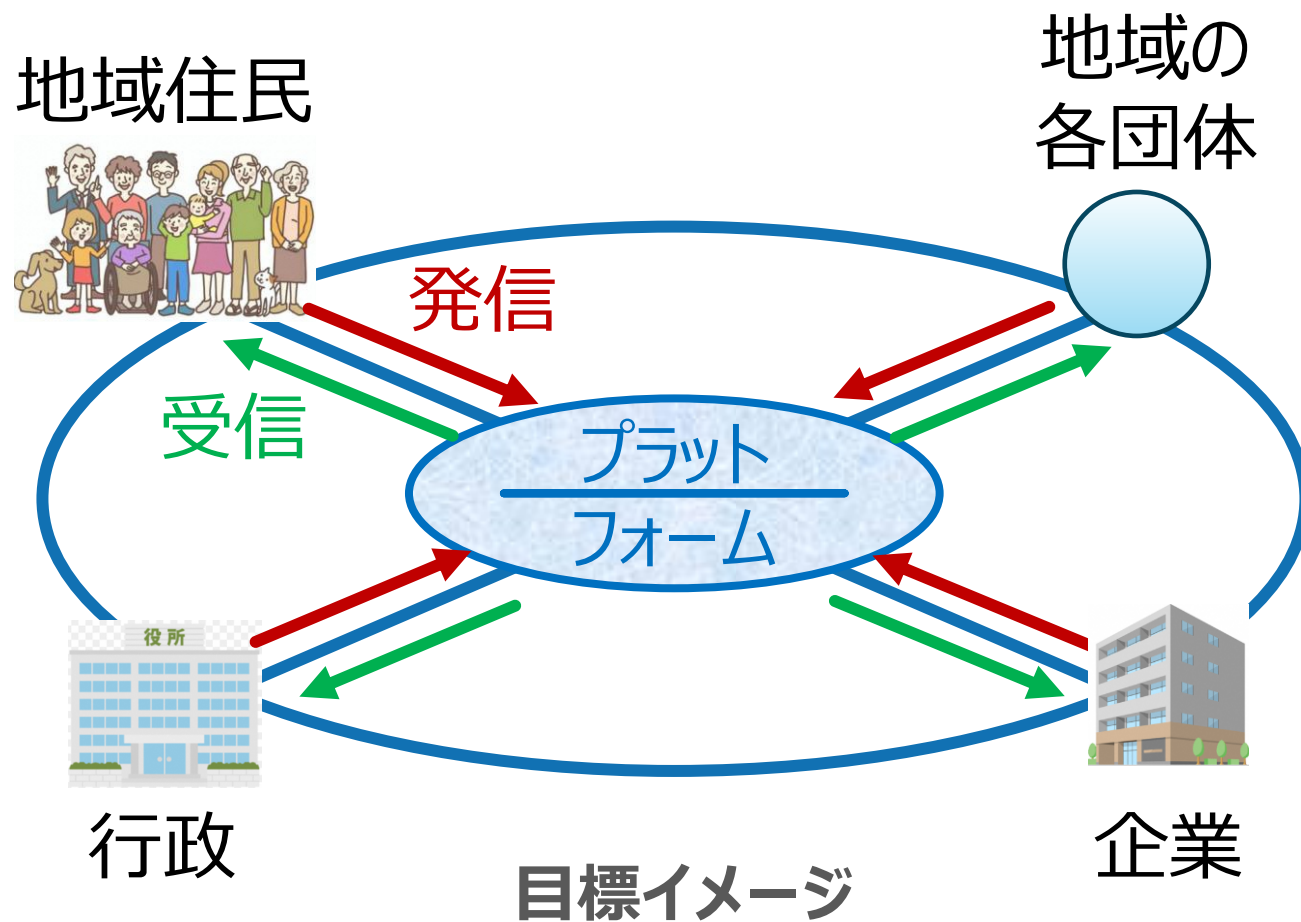
◎ SNSを活用したプラットフォーム作成を軸に調査、検討を進めていく



2. ネットワーク柿崎の紹介

【目標とする姿】 柿崎区の情報を受信/発信できる環境（プラットフォーム※）を構築する

※プラットフォーム：利用者同士が交流したり、情報や商品をやり取りする場を提供するもの



- ・わが街ポータル
- ・わが街事典
- ・ジモ活base
- ・柿崎区の情報発信ツール
など色々と調査



柿崎区には既に素晴らしい
情報発信ツールがあることを
再確認



柿崎観光協会さんの
ホームページが秀逸

SNSを活用した柿崎区内の情報発信ツール

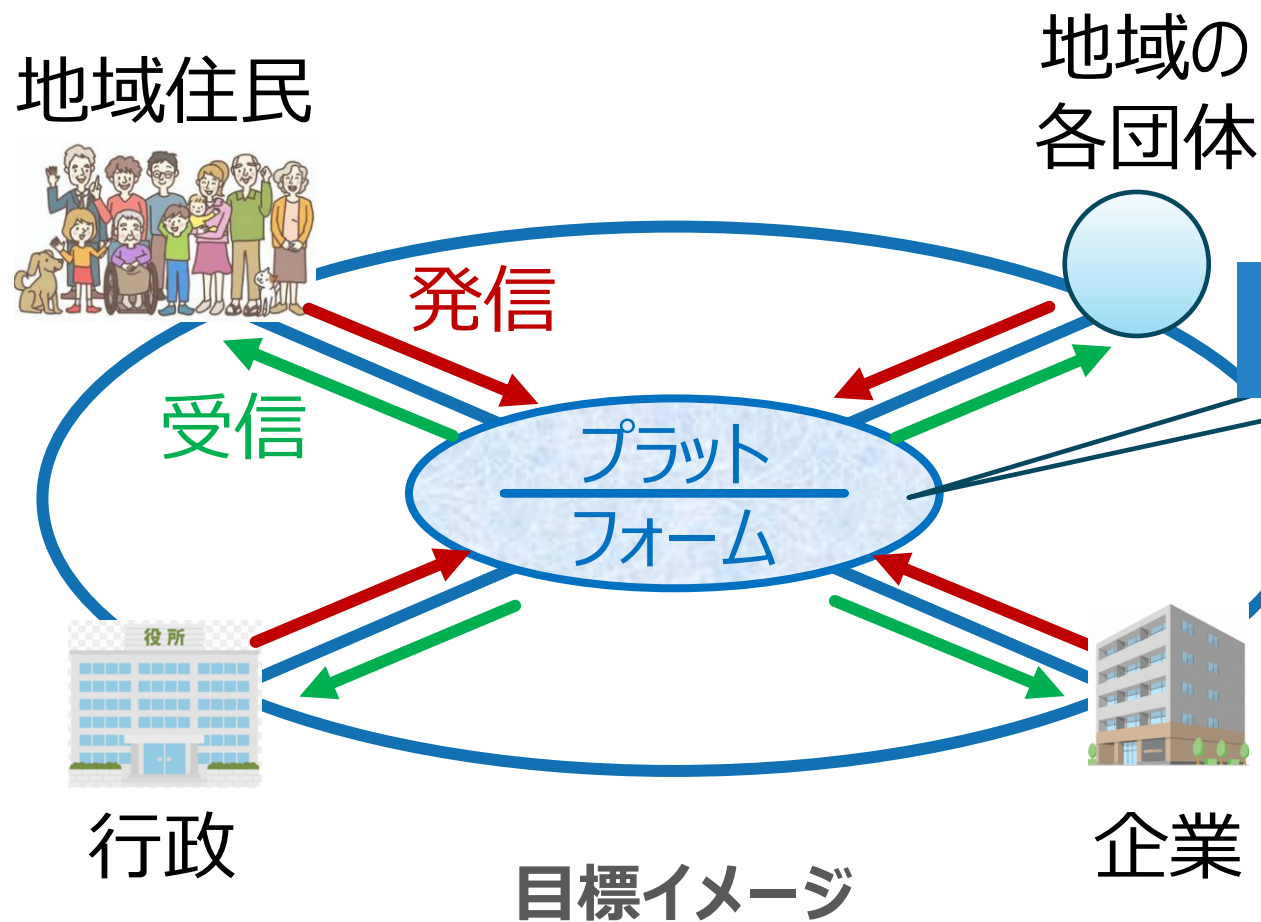
- ①上越市ホームページから柿崎区総合事務所へ <https://www.city.joetsu.niigata.jp/soshiki/kakizaki-ku/>
- ②**柿崎観光協会** <https://www.kakizakikanko.com/>
- ③上越観光Navi <https://joetsukankonavi.jp/spot/detail.php?id=395>
- ④新潟県観光協会 にいがた観光ナビ <https://niigata-kankou.or.jp/spot/8491>
- ⑤新潟県ホームページ https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/jouetsu_seibi/1356817336561.html
- ⑥柿崎まちづくり振興会 <https://kakizaki-machidukuri.jp/>
- ⑦上越市 空き家情報バンク <https://joetsu-akiyabank.jp/archives/district/kakizakiku/>
- ⑧コネクト柿崎 かきざき空き家利活用協議会 <https://kakizaki-akiya.com/>

3. お願いしたいこと

3. お願いしたいこと

【目標とする姿】 柿崎区の情報を受信/発信できる環境（プラットフォーム※）を構築する

※プラットフォーム：利用者同士が交流したり、情報や商品を取り取りする場を提供するもの



柿崎観光協会さんに
担っていただけないか

地域の行事や催しを一元的に把握できるようにし、
住民の参加を促進する環境を作りたいため。

【メリット】

- ・既に地域住民に知られているサイトであり、
利用者の混乱が無く、浸透しやすい
- ・運営体制を活用できる
- ・行政との連携がスムーズ
(既存の枠組みの中で協働しやすい)

3. お願いしたいこと

【具体的な内容】 柿崎観光協会さんのホームページの中に ★柿崎区内のイベント情報を一覧で見られるカレンダーを掲載してほしい

山



日本三大薬師の一つとして古くから親しまれている米山。標高992.4mと登りやすいので気軽に登山が楽しめます。

海



静かな砂浜で日本海を満喫！夏の海に沈む夕日は絶景。海釣りも人気です。

水



おいしい湧き水が豊富な柿崎。米山山系からの雪解け水がそこここから湧き出す、水の聖地でもあります。

農



おいしい米や野菜、果物。農業は柿崎の主幹産業！でもいま、担い手不足の危機に！？就農者募集中！

歴

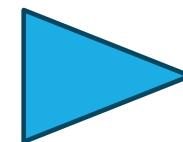


米山開山伝説や周知の遺跡、数々の名所・旧跡は、往年の人々と今を生きる人々を繋ぎます。

催



海と山の自然を堪能するイベントや歴史をしのぶお祭りなど、楽しいイベントが1年を彩ります。



2025 1 月 行事予定表 January

月	火	水	木	金	土	日
30	31	1 元旦	2	3	4 輪投げ	5
6 ビンゴゲーム	7 輪投げ	8 ビンゴゲーム	9 みんなで歌おう	10 クイズ大会	11 クラウンドゴルフ	12
13 成人の日	14 クイズ大会	15 クラウンドゴルフ	16 輪投げ	17 お楽しみ輪投げ大会	18 みんなで歌おう	19
20 ビンゴゲーム	21 ビンゴゲーム	22 クイズ大会	23 クラウンドゴルフ	24 輪投げ	25 ボーリング	26
27 みんなで歌おう	28 みんなで歌おう	29 輪投げ	30 クイズ大会	31 ボーリング	1	

調べたいイベントをクリック



リンク先ページが表示されて、内容を確認することができる。

楽しみ、全力で。

集え、町内会。

町内会
ボウリング大会

1月25日(土)13:00～

場所：ボウリング場

今年もボウリング大会の季節がやってまいりました。
町内の団体を募集します。
皆さんのご参加をお待ちしております。

会場 新開館として町内会より
さきやか会プレセントをご利用

お申し込みは10回の佐藤さんへ

3. お願いしたいこと

2025 1 月 行事予定表



月	火	水	木	金	土	日
30	31	1 元旦	2 	3	4 輪投げ	5
6 ビンゴゲーム	7 輪投げ	8 ビンゴゲーム	9 みんなで歌おう	10 クイズ大会	11 グラウンド ゴルフ	12
13 成人の日	14 クイズ大会	15 グラウンド ゴルフ	16 輪投げ	17 お楽しみ 特別行事	18 みんなで歌おう	19
20 ビンゴゲーム	21 ビンゴゲーム	22 クイズ大会	23 グラウンド ゴルフ	24 輪投げ	25 ボーリング	26
27 みんなで歌おう	28 みんなで歌おう	29 輪投げ	30 クイズ大会	31 ボーリング	1	



調べたいイベントをクリック

楽しめ、全力で。

集え、町内会。

**町内会
ボウリング大会**

1月25日(土)13:00～

場所：ボウリング場

今年もボウリング大会の季節がやってまいりました。
町内の親睦を深めましょう。
皆さんのご参加をお待ちしております。

参加賞として町内会より
ささやかなプレゼントをご用意

お申し込みは10班の佐藤さんへ

リンク先ページが表示されて、
内容を確認することができる。



4. 意見交換

(実現するための課題などについて)

【管理面】

- ・
- ・
- ・

【費用面】

- ・
- ・
- ・

【その他】

- ・
- ・
- ・